中学校の学区改正その２

１　改正地区

平成 10 年 4 月 1 日、小川小学校から黒石小学校に学区改正した**③地区**の中学校を、小川中学校から**大富中学校に学区改正**する。

③地区	**小川** 916-1～1115-3, 2408～2453-2, 2556～2619, 2620～2628 **西小川七丁目**, **西小川八丁目** 1-1, 1-2, 1-3

２　改正時期

平成 28 年 4 月 1 日施行

平成 25 年度末に決定し、ホームページ等に掲載し、周知を図る。

３　改正に伴う緩和措置（指定校変更許可）

1	要件	**要綱第 2 条第 9 号**により**小川小学校に入学した児童**は、引き続き**同第 9 号の手続き**により**小川中学校に入学**できる。
	条文	要綱第 2 条第 9 号 「自治会等歴史的に緊密な日常生活圏にあるため、従前の学校への通学を希望し、教育委員会が認めた場合、当分の間これを卒業まで許可する。ただし、施行日以降に通学区を改正した区域に限る。」
	手続	申請必要(例年 1～2 月)